

公告第2号

入札公告

下記のとおり建設工事に係る条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。

令和8年1月9日

門川町長 山室 浩



記

第1章 工事及び入札等の概要

- 1 工事名 令和7・8年度 西の山津波避難通路建設工事
- 2 予定価格 公表しない
- 3 工事場所 東臼杵郡門川町大字門川尾末 9163、9163-1、9163-2、9162-1
- 4 工事期間 契約成立後から令和9年2月26日まで
- 5 工事概要 建築主体工事一式

構 造：鉄筋コンクリート造

規 模：地上3階建

用 途：津波避難通路

延床面積：400 m²

地業工事一式、電気設備工事一式

外構工事一式（舗装）

- 6 本工事は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実務が義務付けられた分別工事である。
- 7 本工事に係る契約は議会議決事項となる。このことにより本契約は門川町議会において議決された後となる。
- 8 本工事の建設資材納入業者や下請け業者等に関して利用可能な内容のものについては、門川町内業者の利用を積極的に努めることとする。
- 9 申請期間 令和8年1月13日（火）から令和8年1月28日（水）正午まで
- 10 入札日
 - (1) 入札日時
令和8年2月4日（水） 9：00
 - (2) 入札及び開札場所
門川町役場 2階会議室
- 11 この入札は、入札参加資格を認めた者が1者であった場合も、入札参加者が1者であった場合も入札を中止しない。

- 12 この入札の参加申請において提出された申請書等は、返却しない。また、申請書等について提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。
- 13 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、当該申請を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- 14 契約締結までの間に次に該当した場合には、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。
- (1) 町が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加資格、指名基準等に関する要綱（第 12 条 指名停止）による措置を受けたとき
 - (2) 国又は宮崎県から指名停止等の措置を受けたとき
 - (3) 建設業法（昭和 24 年法律 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止処分を受けたとき
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条 22 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請者に該当したとき
 - (5) 第 2 章に定める入札参加資格要件のいずれかを喪失したとき
- 15 落札者は、契約締結の前に、工事施工中常駐させる現場代理人及びこの入札の参加申請者で提出した配置予定技術者について、別に定める「現場代理人・技術者届」で届け出なければならない。
- 別途指定する日までに届出がない場合には、落札決定を取り消す。また、契約締結後に現場代理人の常駐又は専任の技術者の配置が困難となった場合には、契約の解除を行うことがある。

第 2 章 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件を満たす者であること。

1 共同企業体の要件

- (1) 共同企業体は自主結成方式とし、構成員の数は 2 者とする。
- (2) 構成員の組合せは、代表構成員の資格要件を満たす 1 者とその他の構成員の資格要件を満たす 1 者との組合せとする。その他の構成員は建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する営業所のうち本店を門川町内に置く者であること。
- (3) 各構成員の出資比率は、当該共同企業体の出資総額の 30% 以上でなければならない。
- (4) 代表構成員は、構成員の中で施工能力及び出資比率が最も大きい者であること。
- (5) 各構成員は、当該工事の入札参加において、2 以上の共同企業体の構成員を同時に兼ねることはできない。

2 共同企業体の構成員の要件

- (1) 門川町の指名競争入札参加資格者として登録をされている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) この公告の日から当該工事の入札の日までの間に、門川町の町が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加資格、指名基準等に関する要綱（第 12 条 指名停止）

による措置を受けていない者であること。

- (4) この公告の日から当該工事の入札の日までの間に、国又は宮崎県から指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律 158 号）に基づく特定債務等の調整に係る調整の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条 22 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請に該当しない者であること。
- (7) 本工事の設計業務委託者である下記の者（以下「当該受託者」という。）でないこと、及び当該受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

受託者の商号又は名称 江藤一級建築士事務所

受託者の本店の所在地 宮崎県東臼杵郡門川町須賀崎 1 丁目 19 番地

なお、「当該受託者と資本又は人事面において関連がある者」とは、次の a 又は b に該当する者である。

- a 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者
- b 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

3 共同企業体の代表構成員の要件

- (1) 日向・延岡管内に建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する営業所を置く者で、直近の経営事項審査結果通知書における建築一式工事の総合評定値（P 値）が 900 点以上の者であること。
- (2) 建築一式工事に関し、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項第 2 号の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。
- (3) 平成 27 年度以降に、2 階建て以上の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造新築工事の施工実績（共同企業体の構成員である場合は代表者とし、完成した工事に限る。）があること（ただし、共同企業体における施工の場合は当該共同企業体への出資比率が 20% 以上のものに限る）。

なお、この工事の発注者には民間も含むものとする。

- (4) 次の要件を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ① 建設業法第 7 条第 1 号若しくは第 15 条第 1 号に規定されるいわゆる経營業務の管理責任者又は第 7 条第 2 号若しくは第 15 条第 2 号に規定される営業所の専任技術者（許可業種は問わない。）でないこと。
 - ② 一級建築施工管理技士若しくは一級建築士又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、建築一式工事における監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

- ③ この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き3ヶ月以上雇用されている者であること。

4 共同企業体のその他の構成員の要件

- (1) 門川町内に本店を置く者で、直近の経営事項審査結果通知書における建築一式工事の総合評定値（P 値）が500点以上の者であること。
- (2) 次の要件を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ① 主任技術者は、二級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。
 - ② この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き3ヶ月以上雇用されている者であること。

第3章 入札参加の方法等

この工事の入札に参加しようとする者は、提出期限までに条件付一般競争入札参加資格確認申請書、配置予定技術者名簿その他必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。確認の結果、入札参加資格があると認められた者に限り、この工事の入札に参加することができる。

1 申請書の配布又は提出について

(1) 配布及び提出期限

令和8年1月13日（火）から令和8年1月28日（水）正午まで

(2) 配布又は提出場所

東臼杵郡門川町平城東1番1号（門川町役場）

総務課

電 話 0982-63-1140（内線）2215

F A X 0982-63-1356

(3) 配布方法

直接受け取り、又はホームページからのダウンロードによる。

公告及び申請書様式 <http://www.town.kadogawa.lg.jp/>

(4) 提出方法

門川町役場 総務課に持参。特に認める場合を除き、郵送、F A Xによる提出はできない。

(5) 設計図書の閲覧及び配布

設計図書は、この公告の翌日から当該工事の入札の前日までの間、門川町役場総務課において閲覧することができる。また、設計図書が記録されているCD-Rを希望する者は、電話にて申し込むこと。ただし、1共同企業体1部までとする。

(6) 質疑応答

- ① 設計図書の内容について質問がある場合は、次により書面を提出すること。

ア 書面は、門川町役場総務課へ持参又はメールによる。

イ 書面の受付期間は、令和8年1月13日（火）から令和8年1月21日（水）正午までの間、土・日・祝日を除く毎日とする。

ウ 回答については、随時行うが、遅くとも1月23日（金）までに回答する。

2 入札参加資格確認の通知

申請書の提出により、審査・確認をした者について、令和8年1月30日（金）までに、入札参加資格の有無をFAXかメールにより通知する。

3 入札方法等について

- (1) 郵便等による入札は、認めない。
- (2) 入札時刻に遅れた者は、入札に参加することができない。また、代理入札者は委任状を提出しなければならない。
- (3) 入札書は封印（上、中、下）した封書で提出しなければならない。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 工事費内訳明細書の提出が必要（入札書と併せて提出[同封]すること。）
- (6) 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。（初回入札を含め3回を限度とする。）

4 入札参加方法

- (1) 入札会場には、1共同企業体につき1名までが入室できるものとする。
- (2) 代理人が入札に参加する場合には別途委任状を持参することとする。

5 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認を受けた後、次のいずれかに該当したときは、この工事の入札に参加できない。

- (1) 第2章に示した入札参加資格のいずれかを満たさなくなったとき
- (2) 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき

6 無効の入札

門川町財務規則第111条第4項に規定するほか、次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のあることを確認された者のうち入札時点において指名停止を受けている者等、入札参加資格の無い者のした入札
- (2) 入札に関する条件に違反した入札

7 入札保証金

免除する。

8 最低制限価格

設定する。

第4章 契約締結に関する事項

- 1 本工事に係る契約は、町議会の議決を要するものであり、落札決定した日を含めて10日以内に仮契約を締結し、町議会の議決後本契約とするものとし、その旨別途通知する。なお、落札決定から町議会の議決を得るまでの間に、次の要件に該当するものとなったときは、仮契約を締結しない、又は解除することがある。

- (1) 第2章 入札参加資格の2の各号のいずれかの要件を満たさなくなったとき
- (2) 本町から指名停止又は指名回避等の処分を受けたとき
- (3) 建設業法第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止の処分を受けたとき
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条による技術者を配置できない者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条22号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請に該当したとき

2 契約の保証

この工事の落札者は、工事請負契約の締結に当たり、契約の保証として、請負代金額の10分の1以上の金額を保証する次の各号のいずれかを納付し、又は提出しなければならない。

- (1) 保証金（現金に限る）
- (2) 債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する金融機関又は保証事業会社の保証書
- (3) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険による保証に係る証券
- (4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券

3 その他

設計書の数量については、参考とし施工上必要な材料等は見込んでおくこと。

また、本工事の契約後において軽微な変更は認めないため、積算に留意すること。